(目的)

- 第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市 民及び事業者(以下「市民等」という。)の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の 推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計 画的に推進し、もって本市における男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保された上で均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができることをいう。
- (2) 積極的改善措置 男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか 一方に対し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野におけ る活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。 (基本理念)
- 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、一人一人が個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権の尊重がなされること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策及び社会のあらゆる分野における方針の 立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動との両立ができるように配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、及び尊重するとともに、生涯にわたる男女の性別の差に応じた健康が確保されるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会での取組を十分理解して行われること。

(市の役割)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民等並びに国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女 が職場における活動と家庭生活における活動を両立することができる職場環境の整備に努め るものとする。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別を理由とする人権侵害の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由 とする人権侵害を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与える行為又は相手の生活環境を害する行為をしてはならない。
- 3 何人も、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力的行為を助長するような表現を行わないよう努めなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第9条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるため、情報を提供し、広報 及び啓発活動を行うものとする。

(仕事と生活の調和の推進)

第10条 市は、男女が共に仕事と生活の調和を図ることができるよう情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、必要な 調査研究を行うものとする。

(施策に関する意見等の申出への対応)

- 第12条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市民等から意見 等の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めなければならない。
- 2 市長は、前項の申出への対応において、必要があると認めるときは、和歌山市男女共生推 進協議会の意見を聴くことができる。

(行動計画)

- 第13条 市長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規 定する市町村男女共同参画計画(以下この条において「行動計画」という。)を策定するも のとする。
- 2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 男女の人権の尊重に関する事項
- (2) 家庭生活における活動と他の活動の両立に関する事項
- (3) 男女共同参画についての理解を深めるための支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために市長が必要と認める事項
- 3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう努めるものとする。
- 4 前項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。